

みなさんにとって身近な税金、自動車税に関してのお話です。

5月は自動車税の納期です

自動車税の納付書は5月1日に発送されます。
お手元に届きましたら、6月2日（月）までに、
お近くの金融機関等でお納めください。

Q1 自動車税は誰が払うの？

平成26年4月1日現在の車検証上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に納税義務があります。

また、年度途中で譲渡等で自動車を手放した場合でも、4月1日現在の所有者に一年分の納税義務があります。

Q2 減免制度はあるか？

障害者手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、減免を受けられる制度があります。減免申請がお済みでない方を対象として、6月2日（月）まで平成26年度分の減免申請の受付を行っています。

平成25年台風26号により被災した自動車について

<事故者申立はお済みですか？>

災害が原因で自動車不能使用となり、解体した場合、減額の申立をすれば、被災日の翌月分から自動車税が減額されます。平成25年台風26号により被災した自動車については、平成25年11月分から減額となり、既に納めている方は、還付となります。申立書のみで、申立できますので、手続きがお済みでない方は、大島支庁総務課税務係までお越しください。

※詳しくは、支庁総務課税務係又は東京都自動車税コールセンター（03-3525-4066）へご相談、お問い合わせください。また、軽自動車に関するお問い合わせは町役場へお願いします。